

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(東京都担当部会)**

**平成 27 年9月 11 日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件**

**厚生年金保険関係 3件**

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500463 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500085 号

## 第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 48 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日に訂正し、同年 1 月の標準報酬月額を 13 万 4,000 円とすることが必要である。

昭和 48 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が訂正請求記録の対象者に係る昭和 48 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名（続柄） : 女（妻）  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和 17 年生  
住所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和 11 年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 48 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

年金事務所からのお知らせにより、夫の年金記録が 1 か月ないことを知った。A 社から C 社に転勤はしたが退職はしていないので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

B 社から提出された人事資料、雇用保険の記録及び同社の回答から判断すると、訂正請求記録の対象者は、同社に継続して勤務（昭和 48 年 2 月 1 日に A 社から C 社に異動）し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者の A 社における厚生年金保険被保険者原票の昭和 47 年 12 月の記録から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 48 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日までの期間について、訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届の提出及び保険料納付について不明と回答しているものの、事業主が保管している訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失年月日が昭和 48 年 1 月 31 日となっていることから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所（当時）は、訂正請求記録の対象者に係る昭和 48 年 1 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含

む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500457 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500086 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 22 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 22 年 7 月及び同年 8 月の標準報酬月額については、26 万円から 30 万円とする。

平成 22 年 7 月及び同年 8 月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 7 月及び同年 8 月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和 53 年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 22 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 社に勤務した請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違しており、現在の記録と控除額に見合う標準報酬月額の差額については、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているので、請求期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社から提出された「2009 年 4 月分給与台帳」、「2009 年 5 月分給与台帳」及び「2009 年 6 月分給与台帳」により、請求者の請求期間の標準報酬月額の決定の基礎となる月の報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額であることが確認できる上、「2010 年 7 月分給与台帳」及び「2010 年 8 月分給与台帳」により、請求者は、請求期間に、請求期間の標準報酬月額の決定の基礎となる月の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記「2009 年 4 月分給与台帳」、「2009 年 5 月分給与台帳」及び「2009 年 6 月分給与台帳」により確認できる報酬月額から、30 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る請求期間の標準報酬月額について、厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を誤って提出し、その後、厚生年金保険被保険者報酬月額変更取消及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 22 年 7 月及び同年 8 月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保

険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第 1500475 号

厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第 1500087 号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 56 年 2 月 28 日から同年 4 月 1 日に訂正し、同年 2 月及び同年 3 月の標準報酬月額を 18 万円とすることが必要である。

昭和 56 年 2 月 28 日から同年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

また、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 56 年 7 月 1 日から同年 4 月 1 日に訂正し、同年 4 月から同年 6 月までの標準報酬月額を 22 万円とすることが必要である。

昭和 56 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 56 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：男

基 础 年 金 番 号：

生 年 月 日：昭和 26 年生

住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 56 年 2 月 28 日から同年 7 月 1 日まで

A社からB社に移籍した請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。プロジェクト主体の変更に伴う過渡的、流動的状態ではあったが、両社において給与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

1 雇用保険の加入記録及び請求者が保有するA社に係る給与支払報告書（個人別明細書）において、請求者の同社における離職日が昭和 56 年 3 月 31 日と記載されていることから、請求者が請求期間のうち、昭和 56 年 2 月 28 日から同年 3 月 31 日までの期間、同社に勤務していたことが確認できる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿により、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、当初、昭和 56 年 7 月 1 日と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和 56 年 2 月 28 日）の後の昭和 57 年 1 月 6 日付けで昭和 56 年 2 月 28 日に遡って記録を訂正する処理が行われていることが確認できる。

また、上記事業所別被保険者名簿によると、請求者と同様に昭和 57 年 1 月 6 日付けで、A社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和 56 年 7 月 1 日から同年 2 月 28 日に遡って訂正された被保険者が 6 人確認でき、被保険者記録を遡って取り消された被保険者が二人確認できる上、同社に係る商業登記簿謄本では、同社は請求期間において法人として登

記されていることが確認でき、かつ、従業員5人以上の雇用保険の加入記録が確認できるところから、同社は、同年6月30日まで厚生年金保険法の定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿の欄外には、昭和56年9月における同社担当者との連絡状況及び保険料納付についての記述が確認できることから、同社が社会保険料を滞納していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、遡って請求者について、昭和56年2月28日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者のA社における資格喪失日は、請求者が保有する同社に係る給与支払報告書（個人別明細書）に記載されている離職日の翌日である昭和56年4月1日であると認められる。

また、昭和56年2月及び同年3月の標準報酬月額については、請求者のA社における同年1月の厚生年金保険の記録から、18万円とすることが必要である。

2 雇用保険の加入記録及び請求者が保有するB社に係る給与支払報告書（個人別明細書）において、請求者の同社における就職日が昭和56年4月1日と記載されていることから、請求者が昭和56年4月1日からB社に勤務していたことが確認できる。

また、請求者が保有するB社に係る「昭和56年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、請求者は、請求期間のうち昭和56年4月1日から同年7月1日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、B社に係る適用事業所名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和56年7月1日であることが確認できるが、同社に係る商業登記簿謄本では、同社は請求期間において法人として登記されていることが確認でき、かつ、請求期間当時における同社の取締役及び経理・社会保険担当者の陳述により、5人以上の従業員の在籍がうかがえることから、同社は、昭和56年4月1日以降は、厚生年金保険法の定める適用事業所としての要件を満たしていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和56年7月1日から同年4月1日に訂正することが必要である。

一方、請求期間のうち昭和56年4月1日から同年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、上記源泉徴収簿の報酬月額に見合う標準報酬月額は24万円であるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が22万円であることから、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社の事業主は既に死亡していることから、昭和56年4月から同年6月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について確認することができないが、当該期間において、同社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所は、請求者の昭和56年4月から同年6月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。